

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

令和3年5月28日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年新潟県公安委員会規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「法令」とは、法律及び法律に基づく命令をいう。

2 この規則において「公安委員会等」とは、新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、新潟県警察本部長又は警察署長をいう。

3 この規則において「書面等」とは、書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

4 この規則において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

5 この規則において「申請等」とは、申請、届出その他の法令の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。

6 この規則において「処分通知等」とは、処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき公安委員会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

7 この規則において「縦覧等」とは、法令の規定に基づき公安委員会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

8 この規則において「作成等」とは、法令の規定に基づき公安委員会等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

9 この規則において「手続等」とは、申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

10 この規則において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。次項第3号において「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

11 この規則において「電子証明書」とは、電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。

（1）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

（2）商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

（3）電子署名法第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

（4）前3号に掲げるもののほか、公安委員会等が認めるもの

（適用範囲）

第3条 この規則は、公安委員会が定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により申請等を行う者は、電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第1項において同じ。）を使用する方法により行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、申請等を書面等により行う場合に法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算

機から入力し、又は送信しなければならない。

- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、公安委員会等が定めるところにより、申請等を書面等により行う場合に併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信することができる。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会が定める当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 5 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する申請等を行う者の氏名又は名称を明らかにする措置は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会が定める当該申請等を行った者の氏名又は名称を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力され、又は送信されたものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等を行う者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なうと公安委員会等が認める場合
- 2 前条第1項の規定により申請等を行う者は、前項各号に規定する場合において当該申請等に係る同項に規定する部分の書面等の提出を行うときは、公安委員会等が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにして行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

- 2 前項の場合において、公安委員会等は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 公安委員会等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、インターネットを利用する方法、公安委員会等が使用する電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等を行う場合は、当該作成等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって記録する方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。